

第11次鳥獣保護事業計画書

平成24年 4月 1日から

5年間

平成29年 3月31日まで

三重県

目次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
①指定に関する中期的な方針	1
②指定区分ごとの方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	4
①鳥獣保護区の指定等計画	4
1)森林鳥獣生息地の保護区	4
2)大規模生息地の保護区	4
3)集団渡来地の保護区	4
4)集団繁殖地の保護区	4
5)希少鳥獣生息地の保護区	4
6)生息地回廊の保護区	4
7)身近な鳥獣生息地の保護区	4
②既指定鳥獣保護区の変更計画	5
2 特別保護地区の指定	9
(1) 方針	9
①指定に関する中期的な方針	9
②指定区分ごとの方針	9
(2) 特別保護地区指定計画	11
(3) 特別保護地区の指定内訳	12
3 休猟区の指定	13
(1) 方針	13
(2) 休猟区指定等計画	13
(3) 特例休猟区指定等計画	14
4 鳥獣保護区の整備等	15
(1) 方針	15
(2) 整備計画	15
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	15
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	16
1 鳥獣の人工増殖	16
(1) 方針	16
(2) 人工増殖計画	16

2 放鳥獣	16
(1) 方針	16
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	17
(3) 放獣計画	17
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	18
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	18
(1) 希少鳥獣	18
(2) 狩猟鳥獣	18
(3) 外来鳥獣等	18
(4) 一般鳥獣	18
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	19
(1) 許可しない場合の基本的考え方	19
(2) 許可する場合の基本的考え方	19
(3) わなの使用に当たっての許可基準	20
(4) 許可に当たっての条件の考え方	20
(5) 許可権限の市町長への委譲	20
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	20
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	21
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	21
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	21
3 学術研究を目的とする場合	22
(1) 学術研究	22
(2) 標識調査	23
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	24
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	24
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	25
① 予察表	25
② 予察表に係る方針等	26
(3) 鳥獣の適正管理の実施	27
(4) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	28
① 方針	28
② 許可基準	28

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	31
①方針	31
②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	32
③指導事項の概要	32
5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	33
6 その他特別の事由の場合	34
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	34
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	34
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	35
(4) 愛がんのための飼養の目的	35
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	36
(6) 鵜飼漁業への利用	36
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	37
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	37
7 鳥類の飼養の適正化	38
(1) 方針	38
(2) 飼養適正化のための指導内容	38
8 販売禁止鳥獣等	38
第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項	39
1 特定猟具使用禁止区域の指定	39
(1) 方針	39
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	39
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	40
2 猟区設定のための指導	43
3 指定猟法禁止区域	44
(1) 方針	44
(2) 指定計画	44

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	45
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	45
2 実施計画の作成に関する方針	45
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	46
1 基本方針	46
2 鳥獣保護対策調査	46
(1) 方針	46
(2) 鳥獣生息分布調査	46
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	46
(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	47
3 狩猟対策調査	47
(1) 方針	47
(2) 狩猟鳥獣生息調査	47
(3) 放鳥効果測定調査	48
(4) 狩猟実態調査	48
4 有害鳥獣対策調査	49
(1) 方針	49
(2) 調査の概要	49
第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	50
1 鳥獣行政担当職員	50
(1) 方針	50
(2) 配置計画	50
(3) 研修計画	51
2 鳥獣保護員	52
(1) 方針	52
(2) 配置計画	52
(3) 年間活動計画	52
(4) 研修計画	52
3 保護管理の担い手の育成	53
(1) 方針	53
(2) 狩猟者減少防止対策	53

4 取締り	53
(1) 方針	53
(2) 年間計画	54
5 必要な財源の確保	54
第九 その他	55
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	55
2 狩猟の適正管理	55
3 傷病鳥獣保護の基本的な対応	56
4 安易な餌付けの防止	57
(1) 方針	57
(2) 年間計画	57
5 感染症への対応	57
6 普及啓発	58
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	58
① 方針	58
② 事業の年間計画	58
③ 愛鳥週間行事等の計画	58
(2) 野鳥の森の整備	59
(3) 愛鳥モデル校の指定	59
① 方針	59
② 指定期間	59
③ 愛鳥モデル校に対する指導内容	59
④ 指定計画	59
(4) 法令の普及の徹底	60
① 方針	60
② 年間計画	60

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

①指定に関する中期的な方針

本県は日本列島のほぼ中央に位置し鈴鹿、紀伊の両山脈を背後に東と南に広がり、内海の伊勢湾、外海の熊野灘に望む東西約80km、南北約170kmの細長い県土を有し、県土面積577,717haの内、約65%に当たる372,866haを森林が占め、多様で豊かな自然環境に恵まれている。

県内に生息する鳥獣としては、これまでに19科50種の哺乳類と、62科304種の鳥類の生息が確認されている。

野生鳥獣は自然を構成する重要な要素の一つであり、人間の生存の基盤となっている自然環境を健全なものにするものであると同時に、県民にとっても豊かな生活環境を形成する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護増殖を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の確保にも資するものである。

このような観点から、第1次から第9次計画において、必要な地域において鳥獣保護区の指定を行ってきた。

第10次計画までの鳥獣保護区の指定状況は、第1次計画終了時の昭和41年度末には7箇所、2,374haであったが、第10次計画終了時の平成23年度末には、88箇所、71,743haに増加し、県土面積の12.4%を占めるに至っている。

(※国指定を含む。県指定のみの場合は、86箇所、49,641ha、8.6%)

第11次計画においては、市町や農林水産業関係者、自然保護団体、地域住民等と十分調整を図り、鳥獣保護区の指定及び更新に努めるものとする。

なお、鳥獣保護区の指定にあたっては、それぞれの鳥獣保護区が連続性をもって配置されるよう指定に努める。

更に、計画期間内に指定期間が満了する鳥獣保護区については更新に努める。

また、区域の指定にあたっては、河川、海岸線、山稜線、道路、その他現場で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資する。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努める。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

1) 天然林

2) 林相地形が変化に富む地域

3) 溪流又は沼沢を含む地域

4) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保に資する。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、1箇所当たりの面積は10,000ha以上となるよう努める。

ア 猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿地など多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルートを踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含める。

ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区に指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省によるレッドリストに絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、三重県レッドデータブック2005に絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類として掲載されている鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区に指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区に指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなどにより、効果的な配置に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

・森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」欄は、次により算出した。

箇所 = 林野面積 373, 211 ha × 1/10, 000 = 37 箇所
面積 = 11, 100 (単位:ha 以下の表についても同様)

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

①鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の 目標	既指定鳥獣 保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	37	26	箇所	4	4	2	1	4	15						0
	面積	11,100ha	15,717	変動面積	1,233 ha	2,194	960	283	2,619	7,289						0
大規模生息地	箇所		1	箇所		1				1						0
	面積		7,271	変動面積		7,271				7,271						0
集団渡来地	箇所		10	箇所		3				4						0
	面積		4,540	変動面積	1,824 ha	364				2,188						0
集団繁殖地	箇所		4	箇所		2				2						0
	面積		9,235	変動面積		2,835				2,835						0
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						0						0
	面積			変動面積						0						0
生息地回廊	箇所			箇所						0						0
	面積			変動面積						0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		45	箇所		9	6	2	2	19						0
	面積		12,878	変動面積	2,659 ha	2,270	12	153		5,094						0
計	箇所		86	箇所	16	14	4	3	4	41	0	0	0	0	0	0
	面積		49,641	変動面積	5,716 ha	14,934	972	436	2,619	24,677	0 ha	0	0	0	0	0

区 分		本計画期間中に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区						計画期間 中の増減 (減:△)*	計画終了 時の鳥獣 保護区**
		24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所						0	4	4	2	1	4	15	0	26
	変動面積						0	1,233 ha	2,194	960	283	2,619	7,289	0	15,717
大規模生息地	箇所						0		1				1	0	1
	変動面積						0		7,271				7,271	0	7,271
集団渡来地	箇所						0	3	1				4	0	10
	変動面積						0	1,824 ha	364				2,188	0	4,540
集団繁殖地	箇所						0		2				2	0	4
	変動面積						0		2,835				2,835	0	9,235
希少鳥獣生息地	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0
生息地回廊	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0	9	6	2	2		19	0	45
	変動面積						0	2,659 ha	2,270	12	153		5,094	0	12,878
計	箇所	0	0	0	0	0	0	16	14	4	3	4	41	0	86
	変動面積	0 ha	0	0	0	0	0	5,716 ha	14,934	972	436	2,619	24,677	0	49,641

(注) * 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間	変更理由	備 考
				異動前 の面積	異動面積	異動後 の面積			
				ha	ha	ha			
平成24年度	身近な鳥獣生息地	四日市市泊山	期間更新	598	0	598	H24.11.1から H34.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	四日市市室山	期間更新	219	0	219	H24.11.1から H34.10.31まで		
	集団渡来地	四日市市伊坂山村ダム	期間更新	778	0	778	H24.11.1から H34.10.31まで		
	集団渡来地	鈴鹿川河口	期間更新	933	0	933	H24.11.1から H34.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	津市久居中北部	期間更新	182	0	182	H24.11.1から H34.10.31まで		
	森林鳥獣生息地	松阪市中部台	期間更新	708	0	708	H24.11.1から H34.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	松阪市神戸	期間更新	468	0	468	H24.11.1から H34.10.31まで		
	森林鳥獣生息地	大王町登茂山	期間更新	178	0	178	H24.11.1から H34.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	浜島町大崎	期間更新	675	0	675	H24.11.1から H34.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	賢島	期間更新	340	0	340	H24.11.1から H44.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	度会町獅子ヶ岳	期間更新	165	0	165	H24.11.1から H34.10.31まで		
	森林鳥獣生息地	伊賀市靈山	期間更新	258	0	258	H24.11.1から		

	身近な鳥獣生息地	名張市滝之原	期間更新	6	0	6	H34.10.31まで
	身近な鳥獣生息地	尾鷲市曾根	期間更新	6	0	6	H24.11.1から H34.10.31まで
	森林鳥獣生息地	紀北町海山区大白	期間更新	89	0	89	H24.11.1から H34.10.31まで
	集団渡来地	紀北町海山区白石湖	期間更新	113	0	113	H24.11.1から H34.10.31まで
	計	16箇所		5,716	0	5,716	
平成25年度	大規模生息地	鈴鹿国定公園	期間更新	7,271	0	7,271	H25.11.1から H35.10.31まで
	森林鳥獣生息地	津市美杉町君ヶ野ダム	期間更新	125	0	125	H25.11.1から H35.10.31まで
	森林鳥獣生息地	三重大学平倉演習林	期間更新	457	0	457	H25.11.1から H35.10.31まで
	集団渡来地	雲出川河口	期間更新	364	0	364	H25.11.1から H45.10.31まで

	身近な鳥獣生息地	津市安濃町中央	期間更新	460	0	460	H25.11.1から H35.10.31まで
	森林鳥獣生息地	飯高町蓮	期間更新	537	0	537	H25.11.1から H35.10.31まで
	身近な鳥獣生息地	松阪市農と匠の里	期間更新	23	0	23	H25.11.1から H35.10.31まで
	森林鳥獣生息地	磯部町の矢	期間更新	1,075	0	1,075	H25.11.1から H45.10.31まで
	身近な鳥獣生息地	二見	期間更新	447	0	447	H25.11.1から H35.10.31まで
	集団繁殖地	南伊勢町鵜倉半島行田・定山	期間更新	1,915	0	1,915	H25.11.1から H35.10.31まで
	身近な鳥獣生息地	伊賀市上野	期間更新	882	0	882	H25.11.1から H35.10.31まで
	身近な鳥獣生息地	伊賀市真泥池	期間更新	406	0	406	H25.11.1から H35.10.31まで
	身近な鳥獣生息地	尾鷲市ナサ崎	期間更新	52	0	52	H25.11.1から H35.10.31まで
	集団繁殖地	紀北町海山区島勝浦	期間更新	920	0	920	H25.11.1から H35.10.31まで
	計	14箇所		14,934	0	14,934	
平成26年度	森林鳥獣生息地	玉城町	期間更新	860	0	860	H26.11.1から H36.10.31まで

	森林鳥獣生息地	南伊勢町東部	期間更新	100	0	100	H26.11.1から H36.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	南伊勢町五ヶ所	期間更新	4	0	4	H26.11.1から H36.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	尾鷲市中村山	期間更新	8	0	8	H26.11.1から H36.10.31まで		
計		4箇所		972	0	972			
平成27年度	森林鳥獣生息地	尾鷲市粟ノ木谷	期間更新	283	0	283	H27.11.1から H37.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	大安町中部	期間更新	150	0	150	H27.11.1から H37.10.31まで		
	身近な鳥獣生息地	松阪市泉の森	期間更新	3	0	3	H27.11.1から H37.10.31まで		
計		3箇所		436	0	436			
平成28年度	森林鳥獣生息地	いなべ市員弁東部	期間更新	339	0	339	H28.11.1から H38.10.31まで		
	森林鳥獣生息地	津市白山町南青山高原	期間更新	100	0	100	H28.11.1から H38.10.31まで		
	森林鳥獣生息地	伊勢市朝熊山	期間更新	50	0	50	H28.11.1から H38.10.31まで		
	森林鳥獣生息地	南伊勢町南海	期間更新	2,130	0	2,130	H28.11.1から H38.10.31まで		
計		4箇所		2,619	0	2,619			
合計		41箇所		24,677	0	24,677			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

①指定に関する中期的な方針

野生鳥獣の保護繁殖を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、できる限り全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護区を野生鳥獣の安定した生息の場とするため、直接可猟区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型獣類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について積極的に指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区 (A)	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区							
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	14	2												0
	面積		185												0
大規模生息地	箇所		4		4				4						0
	面積		388		388				388						0
集団渡来地	箇所								0						0
	面積								0						0
集団繁殖地	箇所		2		1				1						0
	面積		110		70				70						0
希少鳥獣生息地	箇所								0						0
	面積								0						0
生息地回廊	箇所								0						0
	面積								0						0
身近な鳥獣生息地	箇所								0						0
	面積								0						0
計	箇所		8		0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0
	面積		683		0 ha	458	0	0	458	0 ha	0	0	0	0	0

区 分	本計画期間中に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)					計画期間中の増減 (減:△)*	計画終了時の特別保護地区**		
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28			計(E)	
森林鳥獣生息地	箇所						0						0	0	2
	変動面積						0						0	0	185
大規模生息地	箇所						0		4				4	0	4
	変動面積						0		388				388	0	388
集団渡来地	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0
集団繁殖地	箇所						0		1				1	0	2
	変動面積						0		70				70	0	110
希少鳥獣生息地	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0
生息地回廊	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0
計	箇所		0	0	0	0	0		0	5	0	0	5	0	8
	変動面積		0 ha	0	0	0	0		0 ha	458 ha	0	0	0	458	0

(注) * 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	設定区分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成24年度			ha		ha		ha		
計		0箇所	0 ha		0 ha		0 ha		
平成25年度	大規模生息地	鈴鹿国定公園	7,271	H25.11.1から H35.10.31まで	250	H25.11.1から H35.10.31まで			釈迦ヶ岳
					120	H25.11.1から H35.10.31まで			御在所岳
					8	H25.11.1から H35.10.31まで			入道ヶ岳
					10	H25.11.1から H35.10.31まで			野登山
	集団繁殖地	南伊勢町鷓倉半島 行田・定山	1,915	H25.11.1から H35.10.31まで	70	H25.11.1から H35.10.31まで			定ノ鼻・見江島
計		2箇所	9,186 ha		458 ha		0 ha		
平成26年度									
計		0箇所	0 ha		0 ha		0 ha		
平成27年度									
計		0箇所	0 ha		0 ha		0 ha		
平成28年度									
計		0箇所	0 ha		0 ha		0 ha		
合計		2箇所	9,186 ha		458 ha		0 ha		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少状況、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定する。また、休猟区の設定に当たっては、県内の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。なお、休猟区の設定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努める。

休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえて、その生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。なお、指定に当たっては、農林水産関係者及び住民等の理解が得られるように留意する。

また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
平成24年度			ha	年	
計		0箇所			
平成25年度					
計		0箇所			
平成26年度					
計		0箇所			
平成27年度					

計		0箇所			
平成28年度					
計		0箇所			
合計		0箇所			

(3) 特例休猟区指定計画

(第6表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特 例 休 猟 区 名 称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成24年度			ha	年		
計		0箇所	0			
平成25年度						
計		0箇所	0			
平成26年度						
計		0箇所	0			
平成27年度						
計		0箇所	0			
平成28年度						
計		0箇所	0			
合計		0箇所	0			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

①管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設の整備を行う。

②調査、巡視等の管理の充実

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、必要に応じて実施計画を具体化し、調査、巡視等の管理の充実に努める。

(2) 整備計画

①管理施設の設置

(第7表)

区 分		現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	箇所数	86箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
	制 札	—	30 本	30 本	30 本	30 本	30 本
	案内板	—	1 枚	1 枚	1 枚	1 枚	1 枚

②調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	86箇所(全ての鳥獣保護区)	86箇所	86箇所	86箇所	86箇所
	人 数	57人	57 人	57 人	57 人	57 人
管理のための調査の実施		鳥獣保護員による巡回調査 違法捕獲等の取締り	左同	左同	左同	左同

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣として人気の高いニホンキジの保護増殖を図るため、第5次計画で人工増殖用施設整備の助成を行い、第6次から第10次計画にかけて人工増殖技術の確立、生産能力の拡大についての指導・支援を実施してきた。

本計画においては、県内の生息する種の保存を図り、放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう計画的な体制を整備する。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

年 度	希 少 鳥 獣 等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥 獣 名	指 導 方 法	鳥 獣 名	指 導 方 法	
平成24年度 ～ 平成28年度			ニホンキジ	巡回指導 亜種間交雑防止等に関する助言 放鳥方法等	

2 放鳥獣

(1) 方針

①鳥類

第6次から第10次計画にかけて、人工増殖されたニホンキジ及びヤマドリを鳥獣保護区、休猟区を中心に実施してきた。

本計画においては、放鳥の趣旨に鑑み可猟区を含め生息に適した地域を中心に、県内で人工増殖されたニホンキジの放鳥を実施していくこととする。

なお、放鳥に当たっては、次の点に留意する。

- ・必要に応じて対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施する。
- ・放鳥する鳥類については、標識を付す。
- ・亜種間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。
- ・人間に対する病原体を保有するおそれのある鳥類が生息する地域内から放鳥用の個体を捕獲しない。
- ・放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。
- ・高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用鳥類の育成先に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等を要請する。それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについても検討する。

② 獣類

獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため放獣を行わない。

③ 外来鳥獣等

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性をそこなうおそれがあることから、放鳥獣を行わない。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第10表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		備考
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	
ニホンキジ	鳥獣保護区	16	480	16	480	16	480	16	480	16	480	
	休 猟 区	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	
	猟 区											
	そ の 他	8	240	8	240	8	240	8	240	8	240	
	計	25	750	25	750	25	750	25	750	25	750	
合 計		25	750	25	750	25	750	25	750	25	750	

(第11表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
ニホンキジ	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
		750			750			750			750			750	
合 計		750			750			750			750			750	

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

①対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき定められたもの並びに県が作成した三重県レッドデータブック2005において同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

また、レッドデータブック等の見直しにあわせて対象種を見直すものとする。

国の希少鳥獣は法第7条第5項に基づき定められ、県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画により定める。

②保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のために、自然環境調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

また、知事による適切な捕獲許可、鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図るための取組に努める。

(2) 狩猟鳥獣

①対象種

法第2条第3項に基づき定めた鳥獣とする。

②保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のために、自然環境調査等により生息状況等の把握に努める。

また、農林水産業関係部局等からの情報収集及び関連する調査等により、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

狩猟鳥獣保護の見地から必要に応じて、休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理に努める。

さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、必要に応じ特定計画の作成及び実施により被害の防止及び地域個体群の存続を図る。

(3) 外来鳥獣等

①対象種

本来、我が県に生息地を有しておらず、人為的に他県から移入された鳥獣とする。

②保護管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のために、自然環境調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響についての把握に努める。

農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止に努める。

なお、県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され被害を生じさせている鳥獣についても、必要に応じ外来鳥獣に準じて捕獲等の管理に努める。

(4) 一般鳥獣

①対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

②保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のために、自然環境調査等により生息状況等の把握に努める。

県内の分布動向、地域個体群の極端な増減、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるように努める。

特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については、必要に応じ特定計画の作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断できる場合。

捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予測される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合にあって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

2) 学術研究を目的とする場合

学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行なわれるものとする。

3) 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

4) その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

エ 愛がんのための飼養の目的

愛がんのための使用の目的での捕獲は、許可しないものとする。

オ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

カ 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

キ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

ク 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として採取等又は採取等をする場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては以下の基準を満たすものとする。ただし、1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

1) 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(3)の場合を除く)

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径は12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを越えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

2) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への委譲

市町許可は、かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニューナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマの有害鳥獣捕獲をしようとする場合(国指定鳥獣保護区の区域内で有害鳥獣捕獲をしようとする場合を除く。)である。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとともに、事前に関係地域住民への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

1) 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる)。

2) ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、市町、獣医師及び専門家との連携の下で放獣体制等の整備に努める。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分に周知を図る。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を必要に応じ写真又はサンプリングを添付させる等して求める。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

ツキノワグマ等生息数が少ない等保護の必要性が高い種に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。このような種については、錯誤捕獲の生じることのないように各方面を指導し、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶ恐れのない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努める。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

①研究の目的及び内容

次に各号のいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。
また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公開されるものであること。

(第12表)

許可権者	許可基準						備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	留意事項	
知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域(当該区域において、特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法でないこと。 2) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	捕獲等又は採取等後の措置原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負担を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。	

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

(第13表)

許可権者	許可基準					備考	
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法		留意事項
知事	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者 (委託を受けた者から依頼された者を含む。)	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。 ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな手捕とする。		

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

近年の野生鳥獣による被害は、山間部における農林水産物への被害だけでなく、都市近郊の農耕地や住宅地にも野生鳥獣が出没するようになり野生鳥獣に人が襲われるなど社会生活への影響も現れている。また、都市近郊においてはカラス、カワラバト等による生活被害の深刻化や新たに、アライグマによる農作物や住宅への侵入等の生活環境被害も発生しており、さらに、野生鳥獣の採餌による植生の衰退等自然生態系の攪乱といった被害も生じている。

このため、これらの被害等が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るため有害鳥獣捕獲を行う。この捕獲については、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

また、人が排出する生ゴミ等への依存が鳥獣による被害等の誘因となっていることに鑑み、被害等の防止の観点から、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図る。

なお、ニホンジカ等の特に生息密度が高く、農林水産業被害への影響が著しい野生鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画を策定し、科学的で計画的な保護管理を実施するものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

①予察表

(第14表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ニホンザル	水稻、麦類、豆類、 果樹、野菜、 特用林産物 人的被害、 住宅侵入															四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、 いなべ市、菰野町、津市、松阪市、 多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、 志摩市、大紀町、南伊勢町、度会町、 伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、 熊野市、御浜町、紀宝町	生活環境被害
ニホンジカ	水稻、麦類、豆類、 果樹、野菜、 特用林産物、 造林木 交通障害 自然植生															四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、 いなべ市、菰野町、津市、松阪市、 多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、 志摩市、大紀町、南伊勢町、度会町、 伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、 熊野市、御浜町、紀宝町	生活環境被害 生態系被害
イノシシ	水稻、麦類、豆類、 果樹、野菜、 花き類、 特用林産物															四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、 いなべ市、菰野町、津市、松阪市、 多気町、明和町、大台町、伊勢市、 鳥羽市、志摩市、玉城町、大紀町、 南伊勢町、度会町、伊賀市、名張市、 尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町	
カモシカ	造林木															津市、松阪市、大台町、大紀町、 紀北町、熊野市	
ノウサギ	野菜、造林木															菰野町、大台町、大紀町、紀北町、 熊野市、御浜町	
アライグマ	野菜、果樹 住宅侵入															鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市、熊野市、 御浜町、紀宝町	生活環境被害
ヌートリア	野菜、果樹、水稻 住宅侵入															鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市、熊野市、 御浜町、紀宝町	生活環境被害

カラス類	水稲、麦類、豆類、 果樹、野菜、 ゴミ散乱																			四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、 東員町、菰野町、津市、松阪市、 多気町、大台町、明和町、伊勢市、 志摩市、大紀町、南伊勢町、玉城町、 度会町、伊賀市、名張市、紀北町、 熊野市、御浜町、紀宝町	生活環境被害
カワラバト (ドバト)	水稲、麦類、豆類、 果樹、野菜、 ふん害																			四日市市、鈴鹿市、桑名市、いなべ市、 東員町、津市、松阪市、多気町、大台町、 明和町、伊勢市、志摩市、伊賀市、紀宝町	生活環境被害
ムクドリ	野菜、果樹																			津市、松阪市、伊勢市、玉城町、 伊賀市、名張市	
ヒヨドリ	野菜、果樹																			四日市市、津市、南伊勢町、伊賀市、 名張市、熊野市、御浜町	
カモ類	水稲、麦類 海藻類																			桑名市、四日市市、いなべ市、志摩市、 玉城町、南伊勢町、紀北町	
カワウ	水産物 ふん害																			亀山市、いなべ市、津市、松阪市、 多気町、大台町、鳥羽市、志摩市、 大紀町、南伊勢町、度会町、伊賀市、 名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、 紀北町、熊野市、紀宝町	生活環境被害

②予察表に係る方針等

本来、有害鳥獣の捕獲は、被害が発生した際に捕獲の妥当性を検討した上で許可するものであるが、予察捕獲においては、被害発生予察表に基づき、事前に計画をたてて該当種を一定数捕獲するものである。被害発生予察表は、野生鳥獣による被害のうち、特に毎年のように発生する被害について、事前に被害の発生状況を予測するため作成し、計画的かつ効果的な被害対策につなげることを目的とする。

原則として予察捕獲は実施しないこととする。ただし、特定鳥獣保護管理計画を策定しているニホンジカ、イノシシ及び上記加害鳥獣において、許可範囲ごとに鳥獣別の予察表を作成した場合はこの限りではない。

なお、予察表には、被害作物等、被害発生時期、被害発生地域、捕獲数の上限及び被害防止対策などを記載する。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

①方針

第9・10次鳥獣保護事業計画期間において、ニホンザル(平成13年度～15年度、平成23年度)、ニホンジカ(平成13年度～23年度)、カワウ(平成15年度、平成18年度～23年度)について、それぞれ生息実態調査等を実施した。

本計画期間において、必要な調査を継続するとともに、調査をもとに野生鳥獣の計画的な保護管理に努める。

②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

ニホンジカについては、「ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」を策定し、計画的な保護管理を行うとともに、必要なモニタリング調査等を実施する。

イノシシについては、「イノシシ特定鳥獣保護管理計画」を策定し、計画的な保護管理を行う。

カワウについては、広域的に移動するため中部近畿等の府県による「中部近畿カワウ広域協議会」において、カワウのもたらす被害を抑制するため生息実態を科学的に把握し、「中部近畿カワウ広域保護管理指針」を策定し計画的な保護管理を行う。

農作物の被害防止対策の実施については、農業関係部局が中心となり、防護ネットや追い払い等の普及を行うものとする。

なお、防止対策により、被害の軽減が図れない場合は、捕獲を実施する。

(第15表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンザル	平成24年度 ～ 平成28年度	新しい効果的な防護ネットの設置 電波発信器を活用した効果的な追い払いの実施 必要に応じて、銃器、わな等による捕獲	
ニホンジカ	平成24年度 ～ 平成28年度	特定鳥獣保護管理計画による保護管理 特定鳥獣保護管理計画のためのモニタリング調査の実施 必要に応じて、銃器、わな等による捕獲	
イノシシ	平成24年度 ～ 平成28年度	特定鳥獣保護管理計画による保護管理 必要に応じて、銃器、わな等による捕獲	
カワウ	平成24年度 ～ 平成28年度	中部近畿広域管理指針の策定及び保護管理 保護管理のためのモニタリング調査の実施 必要に応じて、銃器による捕獲	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

①方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防止対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はおそれがあり、原則として被害等防止対策によっても被害が防止できないと認められるときに行う。

狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、カワラバト、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じることは希であり、これらの鳥獣についての捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討したうえで許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性の高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処する。

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合においては、市町における捕獲数を把握するため定期的に、報告をもとめるものとする。

鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。

特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

②許可基準

1) 許可対象者

・被害等を受けた者、被害等を受けた者又は市町長等から依頼を受けた者。

・許可申請書の捕獲方法に該当する狩猟免許を所持する者。ただし、以下の①～③の場合は、この限りでない。

①ハシボソガラス、ハシブトガラス又はカワラバトの被害を受けている施設を所有又は管理する者及びその者から捕獲の依頼を受けた者が、捕獲箱又は捕獲檻等を使用して、その施設内でハシボソガラス、ハシブトガラス又はカワラバトを捕獲する場合

②垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しない方法で中型以下の獣類を捕獲する場合

③手捕り及び手網等により捕獲する場合

・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第58条第1項第3号に該当しない者。但し、上記①～③の規定により狩猟免許を要しないときは、この限りではない。

・捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。ただし、国有林内においてはこの限りではない。

・国有林内においては、この許可基準及び当該森林管理署等の定める基準によるものとする。

・有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害捕獲の方法が適切に選択されるものとする。

2) 鳥獣の種類・数

有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次に該当する場合のみ対象とする。

ア 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合。

イ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。

3) 期間

有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理無く完遂するために必要かつ適切な時期とする。

有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるよう配慮する。

愛鳥週間、動物愛護週間の時期は避けるよう配慮する。

狩猟期間中及びその前後については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応する。

4) 区域

有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥獣類に限ってその使用を認める。

但し、大型獣類について取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

鉛製散弾を対象とした指定猟法禁止区域にあつては禁止された鉛製散弾は使用しないものとする。ただし、獣類を対象とした有害鳥獣捕獲において指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのあるなど鳥獣の保護に支障がない場合、又は指定猟法による捕獲等によって該当地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれのない場合はこの限りではない。

(第16表)

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準							主な被害農 林水産物等	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数	1申請当り捕 獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
知 事	ツキノワグマ	捕獲檻	新たに被害の 生じた区域	3-(4)-②-3	1か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		人身	原則学習放獣と する
		銃器	新たに被害の 生じた区域	3-(4)-②-3	1か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		人身	
	カワウ	銃器	流域内で区域 を限定	3-(4)-②-3	6か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		水産物	
	ハシボソガラス、 ハシブトガラス、 カワラバトの卵	手捕り	特に定めない	3-(4)-②-3	6か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		建築物、送配電 線	
	(注)1	銃器及びわな	特に定めない	3-(4)-②-3	3か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		—	
市町長	イノシシ	銃器及びわな	特に定めない	3-(4)-②-3	7か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		水稻、野菜、果 樹、特用林産物	
	ニホンジカ	銃器及びわな	特に定めない	3-(4)-②-3	7か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		水稻、野菜、果 樹、造林木	
	(注)2	銃器及びわな	特に定めない	3-(4)-②-3	6か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		—	
	(注)3	銃器及びわな	特に定めない	3-(4)-②-3	3か月以内	必要数	3-(4)-②-1)		—	

- (注) 1 知事に捕獲許可権限がある鳥獣から、ツキノワグマ、カワウ、市町に権限移譲した鳥獣を除いた鳥獣
 2 ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ
 3 ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、タヌキ、キツネ、オスイタチ、アナグマ、ノリス、ノネコ、ニューナイスズメ、ミヤマガラス

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

①方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害が激甚な地域については、その地域ごとにあらかじめ捕獲隊を編成するよう指導する。捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう助言する。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。

なお、該当市町内で捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町に助言する。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、鳥獣、農林水産、天然記念物等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との間で連携の強化に努める。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町に助言する。

②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第17表)

対象鳥獣	対象地域		備考
	事務所	市 町	
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ノウサギ アライグマ スズメ類 カラス類 カワラバト ムクドリ ヒヨドリ カモ類 カワウ	四日市	四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名市、いなべ市、菰野町、木曾岬町	
	津	津市	
	松阪	松阪市、多気町、大台町、明和町	
	伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、大紀町、度会町、南伊勢町	
	伊賀	伊賀市、名張市	
	尾鷲	尾鷲市、紀北町	
	熊野	熊野市、御浜町、紀宝町	

③指導事項の概要

- 1) 市町長等は、地域の狩猟団体と協議のうえ該当市町を受持区域とする捕獲班を編成し、原則として捕獲従事者10名以内を1班とし、班長をおく。
- 2) 班員は、①の捕獲実施者の要件を満たした者を選任する。
- 3) 班長は、捕獲を実施するときは市町長等に報告する。
- 4) 班長は、市町長及び鳥獣保護員と協議し、捕獲計画のもとに実施し、事故防止に万全を期する。
- 5) 捕獲に従事する班員は、許可権者から貸与された腕章を着用する。
- 6) 国有林内にあつては、該当森林管理署の定める基準に基づき、事故防止に万全を期する。
- 7) 銃器以外の猟具を使用する際は、猟具ごとに許可者の住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識を設置し、適正な管理に努める。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき策定した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。
 なお、実施に当たっての留意事項は「有害鳥獣捕獲の基本的考え方の方針」に準じるものとする。

(第18表)

許可権者	許可基準						備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	留意事項	
知事	捕獲方法に該当する狩猟免許を所持する者	特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要な期間	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥獣類に限ってその使用を認める。 但し、大型獣類について取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。 鉛製散弾を対象とした指定猟法禁止区域にあつては禁止された鉛製散弾は使用しないものとする。ただし、獣類を対象とした場合は、地域的に鳥獣の生息及び動植物相に著しい影響を及ぼすおそれがないときは、この限りではない。	許可対象者等 捕獲実施者に被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。 捕獲実施者の数は、必要最小限であること。 捕獲期間 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるよう配慮する。 愛鳥週間、動物愛護週間の時期は避けるよう配慮する。 狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、狩猟期間の前後15日間の時期は避けるよう配慮する。	

6 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

(第19表)

許可権者	許可基準						備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	留意事項	
知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員 (出先の機関の職員を含む。)	必要と認められる種類・数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

(第20表)

許可権者	許可基準						備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	留意事項	
知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員 (出先の機関の職員を含む。) 鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類・数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

(第21表)

許可権者	許可基準					備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	
知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類・数(羽、頭、個)	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(4) 愛がんのための飼養の目的

愛がんのための飼養を目的とする捕獲は、認めない。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

(第22表)

許可権者	許可基準						備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	留意事項	
知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は対象放鳥地の個体とする。	6か月以内	原則として、住所地と同一県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕		

(6) 鵜飼漁業への利用

(第23表)

許可権者	許可基準						備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	留意事項	
知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

(第24表)

許可権者	許可基準					備考
	許可対象者	鳥類の種類・数	許可期間	許可区域	捕獲方法	
知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

違法捕獲等による鳥類の無許可飼養を無くすため、以下の点に留意しつつ個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。
登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認したうえで行う。

平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認したうえで更新を行う。

装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

以前に、愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

鳥獣飼養許可制度について、広報媒体(広報誌、ホームページ)等により周知徹底を図る。
県鳥獣保護行政担当職員、鳥獣保護員による巡回指導、取締りを行う。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場所(同一地域個体群)などとする。

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

近年、特に都市部において、銃猟に伴う危険を防止するための区域の指定の要望が増加し、第10次鳥獣保護事業計画においては当初計画を上回る指定実績となっている。

指定に当たっては、市町等関係者の意見を聞いて、人身に対する危険防止のため効果的な指定となるよう留意する。

また、河川、海岸線、山稜線、道路、その他現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

銃猟に伴う危険を予防するための地区については、東海自然歩道や近畿自然歩道及び熊野古道等、多くの人の入り込みが見込まれる歩道、学校の所在する地区、市街地等において、安全を確保する必要のある箇所については、できる限り含まれるよう指定に努める。

なお、本計画期間中に期間満了となる地区については、原則として期間更新を行う。

わな猟に伴う危険を予防するための地区については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い箇所については、できる限り含まれるよう指定に努める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第25表)

区 分		既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)	箇 所	本計画期間に指定する特定猟具禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
銃猟に伴う危険を防止するための区域	箇所	113	箇 所	3	2	17	5	5	32	1					1
	面積	67,229	変動面積	612 ha	206	37,855	2,394	1,307	42,374	199 ha					199
わな猟に伴う危険を防止するための区域	箇所		箇 所						0						0
	面積		変動面積						0						0

区 分		本計画期間中に区域縮小する特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具禁止区域						計画期間 中の増減 (減:△)*	計画終了 時の鳥獣 保護区**
		24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
銃猟に伴う危険を防止するための区域	箇 所						0	4	2	17	5	6	34	△1	112
	変動面積						0	733 ha	206	37,855	2,394	1,385	42,573	0	67,229
わな猟に伴う危険を防止するための区域	箇 所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0

(注) * 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第26表)

銃 猟 に 伴 う 危 険 を 防 止 す る た め の 区 域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	津市	津市芸濃町石山観音(銃猟)	5 ^{ha}	20年	再指定
	明和町	明和町南部(銃猟)	199	10年	再指定
	伊賀市	伊賀市壬生野三ッ池(銃猟)	598	10年	再指定
	尾鷲市	尾鷲市賀田(銃猟)	9	10年	再指定
計		4箇所	811		
平成25年度	津市	津市あのみつ台(銃猟)	168	10年	再指定
	津市	津市芸濃町北神山(銃猟)	38	10年	再指定

計		2箇所	206		
平成26年度	四日市市	四日市市松本・川島(銃猟)	490	20年	再指定
	四日市市	四日市市大門池(銃猟)	47	20年	再指定
	桑名市	多度町香取	83	20年	再指定
	川越町	川越町周辺(銃猟)	1,507	20年	再指定
	菰野町	菰野町菰野(銃猟)	465	20年	再指定
	鈴鹿市	鈴鹿市東部(銃猟)	1,062	20年	再指定
	鈴鹿市	鈴鹿市椿(銃猟)	167	10年	再指定
	亀山市	亀山市井田川	398	20年	再指定
	亀山市	名阪亀山関工業団地	7	20年	再指定
	津市	大里(銃猟)	102	10年	再指定
	松阪市	松阪市嬉野中原(銃猟)	731	10年	再指定
	多気町	多気町勢和(銃猟)	988	10年	再指定
	大台町	奥伊勢湖(銃猟)	140	20年	再指定
	鳥羽市	鳥羽二見(銃猟)	30,000	20年	再指定
	伊勢市	小俣町新村大仏山(銃猟)	240	20年	再指定
	伊賀市	伊賀市大野木西光寺池(銃猟)	3	20年	再指定
	名張市	名張市(銃猟)	1,425	20年	再指定
計		17箇所	37,855		

平成27年度	鈴鹿市	鈴鹿市高岡(銃猟)	90	10年	再指定
	志摩市	志摩市英虞湾(銃猟)	2,041	10年	再指定
	伊賀市	伊賀市上野センターランド(銃猟)	18	20年	再指定
	名張市	名張市桔梗ヶ丘西(銃猟)	52	20年	再指定
	紀宝町	紀宝町相野谷川	193	20年	再指定
計		5箇所	2,394		
平成28年度	桑名市	桑名市下深谷部(銃猟)	397	10年	再指定
	亀山市	亀山市川崎(銃猟)	434	10年	再指定
	松阪市	松阪市総合運動公園(銃猟)	284	10年	再指定
	伊賀市	伊賀市御代(銃猟)	130	10年	再指定
	紀北町	紀北町海山区相賀中村	62	20年	再指定
計		5箇所	1,307		
合計		33箇所	42,573		

わな猟に伴う危険を防止するための区域					
年度	特定量具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度計		0箇所	0 ha		
平成25年度計		0箇所	0		
平成26年度計		0箇所	0		
平成27年度計		0箇所	0		
平成28年度計		0箇所	0		
合計		0箇所	0		

2 猟区設定のための指導

(1) 方針

本県においては、唯一、昭和59年度に鳥羽市が管理運営する猟区2、810haが設定され、平成7年度に再設定されていたが、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度に期間満了を迎えた。

今後、管理された狩猟による鳥獣の保護繁殖と狩猟の持続の両立を図るために、猟区の設定が行われる場合は、安全狩猟及び適正な管理運営がなされるよう十分な指導を行うとともに、猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携した取組を進める

(2) 設定指導の方法

秩序ある管理された狩猟を実現する観点から、設定の許可に当たっては次の点に考慮する。

狩猟免許を受けている者又は狩猟団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

会員制等特定の者が利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

隣接地で保護され繁殖している鳥獣資源に過度に依存することなく、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

3 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域においては、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

第9次鳥獣保護事業計画により県内の代表的な水辺域について鉛製散弾の使用を禁止する区域に指定しており、第10次計画終了時の平成23年度末には、9箇所、25,764haとなった。本計画においては鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある地域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係者と調整を行い必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのあるなど鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理方法などについて付すものとする。

(4) 指定計画

(第27表)

年 度	指定猟法の種類	指定猟法禁止区域名	面積	存続期間	備 考
平成24年度計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0 ha		
平成25年度計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0		
平成26年度計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0		
平成27年度計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0		
平成28年度計	鉛製散弾の使用した銃猟	0箇所	0		
合計		0箇所	0		

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成

(1)ニホンジカ

ニホンジカは、明治34年の狩猟法改正により禁猟が解除され、戦後まで狩猟獣として捕獲され続けた。加えて戦中戦後の混乱期に乱獲が進行し、個体数が更に減少し、このため、昭和22年に狩猟法施行規則が改正され、メスジカが狩猟鳥獣から除外された。そこで、ニホンジカの生息密度の非常に高い台高山地、伊勢志摩地区においては、平成13年度に特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、平成14年度から両地区での狩猟によるメスジカ捕獲を解禁し、平成19年度からは三重県全域で解禁となった。

しかし、台高山地、伊勢志摩地区の生息密度は依然として高く、被害も治まらない状況にある。さらに鈴鹿山地、布引山地においても生息密度が高くなり、生態系や農林業被害が続いている。

以上の状況を勘案して、本計画期間において1人1日当たりの捕獲頭数の上限を無制限(オスは1頭まで、但し、わなの場合はオスの頭数制限は適用しない。)とし、農林業被害の軽減、自然植生の回復及び集団の健全性の維持を図るとともに地域個体群の長期的安定維持に資するものとする。

なお、野生鳥獣の非常性を考慮して、モニタリングにより常に現状を把握し、生息密度に応じて計画を見直すこととする。

(2)イノシシ

イノシシの生息数の増加や分布域の拡大により中山間地域での農作物への被害が深刻化しており、これまで電気柵等の被害防除対策及び有害鳥獣捕獲等による捕獲を実施してきたが、依然として被害が発生している。

今後、イノシシによる農林業被害の軽減とイノシシ個体群の安定的維持を図るには、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、保護管理の目標を設定し、被害防除対策、保護管理の手段を総合的に講じる必要がある。

このため、著しく増加したイノシシ個体群について、保護管理を広域的・継続的に推進し、人との共存を図ることを目的として策定する。

保護管理目標は、現時点で生息密度や個体数を推定する実用的な方法がないことから、個体数を管理目標にするのではなく、農林産物被害額を保護管理の目標とする。

(第28表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象地域	備考
平成23年度	農林業被害の軽減 自然植生の回復 地域個体群の長期的安定的維持	ニホンジカ	平成24年度 ～ 平成28年度	四日市・伊賀区域 津・松阪区域 伊勢区域 尾鷲・熊野区域	
平成23年度	農林業被害の軽減 地域個体群の長期的安定的維持	イノシシ	平成24年度 ～ 平成28年度	三重県全域	

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

絶滅のおそれのある野生鳥獣及び生態系保全のため重要な影響を及ぼすおそれのある野生鳥獣、あるいは社会的に保護管理上要求の高い鳥獣の保護管理を推進するため、野生鳥獣の生息状況等の調査を実施する。

なお、狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備を図る。

各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ(国土標準3次メッシュ)を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図る。ただし、緯度経度により、調査地点を確定させる場合は、世界測地系を使用する。

また、継続的かつ総合的な調査解析を図るため、調査研究機関との協力体制の充実に努める。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画では、社会的に保護管理上要求の高い野生鳥獣であるカワウの生息分布調査を実施した。

本計画では、絶滅のおそれのある野生鳥獣及び生態系保全のため重要な影響を及ぼすおそれのある野生鳥獣、あるいは社会的に保護管理上要求の高い野生鳥獣について必要に応じて調査を行う。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣生息分布等調査では、県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査する。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。なお、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努める。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、県内に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため種別の個体数を調査する。

本調査は、毎年1月中旬の別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、野鳥保護団体等と共同して実施するとともに、必要な調査員に対し研修会等を実施し、調査精度の向上に努める。

(第29表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域の渡来地	平成24年度 ～ 平成28年度	分布調査 総数カウント法による現地調査	全国一斉調査の一環として実施

(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の設定、管理等を適正に行うため、既指定の鳥獣保護区等(更新予定箇所等)又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行う。

(第30表)

対象地域名	調査年度	調査の種類・方法	備考
既指定鳥獣保護区等の更新予定地のうち必要な地域 新規指定鳥獣保護区等の候補地のうち必要な地域	平成24年度 ～ 平成28年度	鳥獣生息調査、鳥獣環境調査	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数の増減傾向を把握し、狩猟の適正化を推進するための基礎資料を得るため、第10次鳥獣保護管理計画に引き続き本計画においても狩猟者の協力を得て捕獲報告等により、狩猟鳥獣の生息状況、放鳥効果測定及び狩猟の実態等について調査する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ニホンジカの特定期間鳥獣保護管理計画のモニタリング調査の一環として、狩猟者の協力を得て環境省5キロメートルメッシュ等による捕獲位置情報とともに、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を収集する。

県内全域において糞粒調査を実施して生息密度を推定し、捕獲数、雌雄の比率、年齢別妊娠率、年齢構成などのデータを集積してシミュレーションにより生息動向を把握する。

(第31表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	備考
ニホンジカ	平成24年度 ～ 平成28年度	狩猟者の捕獲報告に基づく分布状況の把握 糞粒法による生息密度調査 必要に応じて下顎、子宮等から年齢別妊娠率、年齢構成などのデータを集積して生息動向の把握	
イノシシ	平成24年度 ～ 平成28年度	狩猟者の捕獲報告に基づく分布状況の把握	

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥するキジに標識足環を装着し、回収した足環から当該地域での定着状況を調査する。

なお、調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境の嗜好性を明らかにする。

また、調査精度を高めるため、狩猟者団体の協力を得て標識回収率の向上に努める。

(第32表)

対象鳥獣	調査年度	放鳥数	標 識		調 査 方 法	備 考
			標 識 の 種 類	装 着 数		
ニホンキジ	平成24年度 ～ 平成28年度	750羽	足環	750個	捕獲者からの回収による	

(4) 狩猟実態調査

狩猟登録者に対するアンケート方式により実施し、可猟地域における狩猟実態及び捕獲鳥獣の利用状況等について調査する。

(第33表)

対象鳥獣	調査年度	調 査 方 法 ・ 内 容	備 考
全ての狩猟鳥獣	平成24年度 ～ 平成28年度	アンケート調査 狩猟期間中の狩猟日数、狩猟回数、狩猟場所、捕獲鳥獣の状況について	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

第10次鳥獣保護管理計画においては、ニホンジカ及びニホンザルについては生息実態調査、カワウについて採食状況等の生態調査及び生息実態を実施した。本計画においては、この成果をふまえて必要なモニタリング調査を実施する。

(2) 調査の概要

(第34表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	備考
ニホンジカ	平成24年度 ～ 平成28年度	狩猟者の捕獲報告に基づく分布状況の把握 糞粒法による生息密度調査 必要に応じて、下顎・子宮等から年齢別妊娠率、年齢構成などのデータを集積して生息動向の把握	
カワウ	平成24年度 ～ 平成28年度	県内のねぐら・コロニーの生息調査による生息数、繁殖状況の把握 中部近畿の府県と連携して調査実施	

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく業務の執行及び鳥獣の生息状況、狩猟者登録数を勘案し、鳥獣保護事業が適正に遂行できるよう組織の充実に努める。

また、警察等と協力しながら、効果的な取り締りを行う。

(2) 配置計画

(第35表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
[県庁] 環境森林部自然環境室	1	3	4	1	3	4	鳥獣関係予算編成 特定鳥獣保護管理計画の策定 狩猟免許試験の実施 狩猟者登録事務(県外登録分) 鳥獣保護区等の指定 鳥獣捕獲許可事務(有害鳥獣捕獲を除く) 狩猟取り締まり 鳥獣関係生態生息調査 鳥獣保護思想の普及啓発 等
[地域機関] 各農林(水産)商工環境事務所 森林・林業室	0	14	14	0	14	14	狩猟免許更新講習の実施 狩猟免許の交付 狩猟者登録事務 狩猟違反に係る行政処分 有害鳥獣等捕獲許可事務 鳥獣保護区等の整備 特別保護地区内の行為許可事務 傷病野生鳥獣の救護 狩猟取り締まり 鳥獣保護思想の普及啓発 等

(3) 研修計画

(第36表)

名 称	主 催	時 期	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考	
鳥獣保護及び狩猟行政担当者研修	県	2回/年	全県	18人	鳥獣保護事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門的な知識の向上を図る。		
油等汚染事故対策水鳥救護研修	国	1回/年	全国	1人	油流出事故等による水鳥被害に対応できるよう救護技術や救護団体等との連携を図れるよう必要な知識を習得する。		
野生生物研修	国	1回/年	全国	1人	野生生物保護業務を担当している職員の鳥獣保護行政に関する知識の向上を図り、業務の遂行に必要な専門的知識を習得する。		
自然環境研修	国	1回/年	全国	1人	自然保護業務を担当している職員の自然保護行政に関する知識の向上を図り、業務の遂行に必要な専門的知識を習得する。		

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣保護及び自然環境保全に対して熱意を有する人材の中から公募において選任し、県内57地区に1名ずつ配置する。

(2) 配置計画

(第37表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画						計(C)	充当率(C/A)
	人員(B)	充当率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
57人	56人	98%	57人	—	—	—	—	57人	100%	

(3) 年間活動計画

(第38表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の施設管理														
狩猟に関する指導及び取締り														
鳥獣保護思想の普及啓発														
傷病鳥獣の救護														
愛がん飼養鳥の違法捕獲取締り														

(4) 研修計画

(第39表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護員全体研修	県	7月	1回/2年	全県	57人	鳥獣保護事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門知識の習得を図る	
鳥獣保護員地区別研修	県	11月	1回/1年	事務所単位	4~13人	鳥獣保護事業の業務遂行に必要な関係法令等の専門知識の習得を図る	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては農林業関係部局と連携し、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を計画的に行い保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

その一環として、野生鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲などの活動を野生鳥獣などの生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修などに努める。

(2) 狩猟者減少防止対策

保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されているため、農林業関係部局、市町及び農協等と連携し、狩猟団体等の協力を得て、狩猟者の減少防止等のための対策を検討する。

4 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、県警察本部、各警察署及び市町等と緊密な連絡をとり、鳥獣保護員及び鳥獣行政担当職員により、迅速かつ適正な取締りを行う。

また、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努める。

なお、取締りに当たっては、以下の点に留意する。

・狩猟期間中は鳥獣保護員の巡回を強化し、過去数年間に違反が多発した区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置く。また、多数の出猟が予想される週末等には特に巡回を強化する。

・特にフシタカ目、フクロウ目の鳥類及び愛がん目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行う。

・我が国に生息する鳥獣を登録票を添付せず愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行う。

・氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、警察等と連携し刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。

・緊急取締りに対応できる鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備する。

・狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、狩猟者の資質の向上に努める。

・任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

(2) 年間計画

(第40表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛がん飼養鳥の違法捕獲取締り														
無許可飼養の取締り														
鳥獣販売業者を対象とした取締り														
有害鳥獣捕獲指導取締り														
狩猟取締り														

5 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対して効果的な支出に努める。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

三重県においても全国と同様に、大型哺乳類のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの生息分布が拡大傾向で、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が深刻な状況にあります。また一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や孤立した鳥獣の地域個体群が存在する。

新たな鳥獣保護管理の方向として、カワウにおいて中部近畿の府県による広域的な保護管理の取組が開始されたが、適切な鳥獣保護管理を推進していくうえで、専門的な知識、技術、経験を有する人材を育成及び確保するなど多くの課題が残されている。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

鳥獣の野生復帰及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、傷病により保護を要する鳥獣の効果的な救護に努める。

傷病鳥獣の保護の実施に当たっては、三重県獣医師会、自然保護団体等とも連携を図り、救護に携わるボランティアの位置付けを明確にすること等により、多様な主体による取組を推進する。

雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うなど、人間が必要以上に野生鳥獣と関わることを無きようにポスター、ホームページ等の広報媒体を通じ県民に対して周知徹底を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わりについて普及啓発を行う。

収容個体は、必要に応じ搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、できる限り苦痛を与えない方法で致死させる。

また、野生復帰が不可能な鳥獣、野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については保護の対象としない。

河川、湖沼、海岸等の油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合、関係団体やボランティア等の活動拠点の確保及び連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握するなど救護体制の整備に努める。

野生復帰には発見された場所で放鳥獣することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害を誘因することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあるため、安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進する。

なお、以下のことに留意するものとする。

安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止。

生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止。

(2) 年間計画

(第41表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止に係る普及啓発														県及び市町の広報媒体を(広報誌、ホームページ)を通じて周知を図る。	県民

5 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、死亡野鳥の検査等家畜保健衛生所と連携して「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」により対応する。

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

6 普及啓発

(1) 鳥獣保護思想の普及

① 方針

第10次鳥獣保護事業計画では、野生生物保護啓発ポスター(愛鳥週間ポスター)募集、自然環境室のホームページ(みえの自然楽校)等により、野生鳥獣保護思想の普及を実施してきたが、本計画では、引き続き、広く自然保護思想の普及啓発に努める。

また、傷病鳥獣の保護の実施に当たっては、三重県獣医師会との連携を図るとともに、傷病野生鳥獣救護ボランティアの支援を受けて、効果的に救護を行うよう努める。

② 事業の年間計画

(第42表)

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
野生生物保護啓発ポスター募集		■												
野生生物保護啓発ポスター展示		■												
野生生物鳥に関する環境学習	■													
みえの自然楽校による普及	■													
三重県レッドデータブック2005による普及	■													

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第43表)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	ポスター募集及び展示会	ポスター募集及び展示会	ポスター募集及び展示会	ポスター募集及び展示会	ポスター募集及び展示会

(2) 野鳥の森の整備

(第44表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	施設の方針	備考
野鳥の森	昭和55年度	三重郡菰野町大字千種地内 (三重県民の森内)	4.90ha	案内板 1組 観察小屋 1棟 水呑場 1箇所 巣箱 20個	三重県民の森の一部で、野鳥観察のできる森として整備している	体験学習を通じて、自然保護思想の普及を図る	

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

第8次鳥獣保護事業計画以降においては、広く自然全般に親しみ、自然の仕組みを理解し、自然保護思想の普及に努めるため、野生生物保護モデル校として指定を行ってきた。

本計画においては、既設の野生生物保護モデル校と併せて、その他の学校等に対しても活動に対する指導及び支援を中心とした事業を実施する。

② 指定期間

指定期間は、5年とする。ただし、指定期間満了後は指定校の解除の申出がない限り継続を行う。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

野生生物保護モデル校と併せて、その他の学校等に対しても、三重県環境学習情報センターと協力して野生生物に関する環境学習の活動に対する支援を行う。

④ 指定計画

(第45表)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	25	—	25	25	—	25	25	—	25	25	—	25	25	—	25
中学校	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2
その他の学校等	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣保護に関する法令の厳守については、以前より普及啓発に努めてきたが、本計画期間においても引き続き、鳥獣の捕獲許可制度及び鳥獣飼養許可制度等について重点普及事項として周知徹底を図る。

② 年間計画

(第46表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲許可制度について														県及び市町の広報媒体を (広報誌、ホームページ) を通じて周知を図る。	県民
鳥獣の飼養許可制度について															
鳥獣の輸入規制について															
鳥獣保護区等について															
狩猟制度について															